

議第 2 号

令和 7 年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計予算

令和 7 年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,571,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(県 債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表県債」による。

令和 7 年 2 月 25 日提出

奈良県知事 山下 真

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		5,351,229
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,351,229
2 諸 収 入		3,374,671
	1 貸 付 金 元 利 収 入	3,374,671
3 県 債		2,845,100
	1 県 債	2,845,100
歳 入 合 計		11,571,000

議第 2 号 令和 7 年度公立大学法人奈良県立医科大学関係経費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 医 科 大 学 費		11,571,000
	1 医 科 大 学 費	8,197,139
	2 医 科 大 学 公 債 費	3,373,861
歳 出	合 計	11,571,000

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医科大学貸付事業	千円 2,845,100	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第3号

令和7年度奈良県宮競輪事業費特別会計予算

令和7年度奈良県宮競輪事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,786,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和7年2月25日提出

奈良県知事 山下 真

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 事業収入		34,711,419
	1 事業収入	34,711,419
2 財産収入		425,379
	1 財産運用収入	425,379
3 繰入金		329,612
	1 繰入金	329,612
4 諸収入		319,590
	1 雑収入	319,590
歳入合計		35,786,000

議第 3 号 令和 7 年度奈良県営競輪事業費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 産 業 費		35,786,000
	1 競 輪 事 業 費	35,786,000
歳 出 合 計		35,786,000

千円

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
競輪場再整備支援業務委託にかかる契約	令和8年度	<div style="text-align: right;">千円</div> 35,684

議第 4 号

令和 7 年度奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計予算

令和 7 年度奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 308,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日提出

奈良県知事 山下 真

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 使用料及び手数料		278,309
	1 使用料	278,309
2 繰越金		29,691
	1 繰越金	29,691
歳入	合計	308,000

議第 4 号 令和 7 年度奈良県自動車駐車場及び奈良県自動車乗降場費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 産 業 費		308,000
	1 自動車駐車場及び 自動車乗降場費	308,000
歳 出 合 計		308,000

議第5号

令和7年度奈良県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和7年度奈良県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ199,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

令和7年2月25日提出

奈良県知事 山下 真

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		11,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,000
2 繰 越 金		77,461
	1 繰 越 金	77,461
3 諸 収 入		89,339
	1 貸 付 金 元 利 収 入	88,639
	2 雑 入	700
4 県 債		22,000
	1 県 債	22,000
歳 入	合 計	199,800

議第 5 号 令和 7 年度奈良県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 地 域 創 造 費		199,800
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	199,800
歳 出	合 計	199,800

第2表

県 債

起債の目的	限度額	利率	償還の方法
母子父子寡婦福祉資金 貸付事業	22,000 <small>千円</small>	無利子	国の融通条件による。

議第 6 号

令和 7 年度奈良県農業改良資金貸付金特別会計予算

令和 7 年度奈良県農業改良資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日提出

奈良県知事 山下 真

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 繰入金		1,510
	1 一般会計繰入金	1,510
2 繰越金		9,887
	1 繰越金	9,887
3 諸収入		1,503
	1 県預金利子	47
	2 貸付金元利収入	1,446
	3 雑収入	10
歳入	合計	12,900

議第6号 令和7年度奈良県農業改良資金貸付金特別会計予算

歳出		
款	項	金額
1 食 農 費		12,900
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費	12,900
歳 出	合 計	12,900

千円

議第7号

令和7年度奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計予算

令和7年度奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ435,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

令和7年2月25日提出

奈良県知事 山下 真

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 繰越金		46,711
	1 繰越金	46,711
2 諸収入		238,289
	1 県預金利息	20
	2 貸付金元利収入	236,867
	3 雑収入	1,402
3 県債		150,000
	1 県債	150,000
歳入合計		435,000

議第7号 令和7年度奈良県中小企業振興資金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 産 業 費		435,000
	1 中 小 企 業 振 興 資 金 貸 付 事 業 費	435,000
歳 出	合 計	435,000

千円

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
設備貸与資金貸付金	150,000 ^{千円}	証書借入による。	年0.5%以内	独立行政法人中小企業基盤整備機構の融通条件による。

議第 8 号

令和 7 年度奈良県証紙収入特別会計予算

令和 7 年度奈良県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,265,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 25 日提出

奈良県知事 山下 真

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 証 紙 収 入		3,072,000
	1 証 紙 収 入	3,072,000
2 繰 越 金		193,000
	1 繰 越 金	193,000
歳 入 合 計		3,265,000

歳 出		
款	項	金 額
1 繰 出 金		3,265,000
	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,265,000
歳 出 合 計		3,265,000

千円

議第9号

令和7年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計予算

令和7年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ195,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日提出

奈良県知事 山下 真

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 繰入金		1,870
	1 一般会計繰入金	1,870
2 繰越金		69,950
	1 繰越金	69,950
3 諸収入		123,480
	1 県預金利子	40
	2 貸付金元利収入	123,333
	3 雑収入	107
歳入	合計	195,300

議第9号 令和7年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 環 境 森 林 費		195,300
	1 林 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	195,300
歳 出	合 計	195,300

議第10号

令和7年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算

令和7年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,100,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(県債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表県債」による。

令和7年2月25日提出

奈良県知事 山下 真

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 使用料及び手数料		390,932
	1 使用料	390,932
2 繰入金		295,539
	1 一般会計繰入金	295,539
3 繰越金		1,900
	1 繰越金	1,900
4 諸収入		161,329
	1 雑収入	161,329
5 県債		250,300
	1 県債	250,300
歳入合計		1,100,000

歳 出		
款	項	金 額
1 食 農 費		1,100,000
	1 中央卸売市場事業費	1,100,000
歳 出 合 計		1,100,000

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
電動シャッター改修事業 にかかる契約	令和8年度	73,515
中央卸売市場（市場エリア） 再整備推進事業にかかる契約	令和8年度から 令和15年度まで	34,684,800

千円

第3表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
卸売市場施設整備事業	千円 250,300	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第11号

令和7年度奈良県公債管理特別会計予算

令和7年度奈良県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ135,239,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

令和7年2月25日提出

奈良県知事 山下 真

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 財産収入		189,000
	1 財産運用収入	189,000
2 繰入金		82,533,000
	1 一般会計繰入金	70,199,206
	2 特別会計繰入金	5,744,794
	3 基金繰入金	6,589,000
3 県債		52,517,000
	1 県債	52,517,000
歳入	合計	135,239,000

議第11号 令和7年度奈良県公債管理特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		135,239,000
	1 公 債 費	135,239,000
歳 出 合 計		135,239,000

千円

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	52,517,000 ^{千円}	証書借入又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。	年8.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第12号

令和7年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計予算

令和7年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日提出

奈良県知事 山下 真

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 諸 収 入		千円 65,600
	1 貸付金元利収入	65,600
歳 入 合 計		65,600

議第12号 令和7年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		65,600
	1 育成奨学金貸付事業費	65,600
歳 出 合 計		65,600

千円

議第13号

令和7年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計予算

令和7年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,280,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

令和7年2月25日提出

奈良県知事 山下 真

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 繰入金		3,390,370
	1 一般会計繰入金	3,390,370
2 諸収入		2,301,730
	1 貸付金元利収入	2,301,730
3 県債		7,587,900
	1 県債	7,587,900
歳入合計		13,280,000

議第13号 令和7年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 病 院 機 構 費		13,280,000
	1 病 院 機 構 費	10,978,270
	2 病 院 機 構 公 債 費	2,301,730
歳 出 合 計		13,280,000

第2表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院機構貸付事業	千円 7,587,900	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第14号

令和7年度奈良県国民健康保険事業費特別会計予算

令和7年度奈良県国民健康保険事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117,440,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月25日提出

奈良県知事 山下 真

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 分担金及び負担金		33,290,591
	1 負担金	33,290,591
2 国庫支出金		34,586,787
	1 国庫負担金	23,372,810
	2 国庫補助金	11,213,977
3 財産収入		35,493
	1 財産運用収入	35,493
4 繰入金		9,153,000
	1 一般会計繰入金	7,331,000
	2 基金繰入金	1,822,000
5 諸収入		40,374,129
	1 前期高齢者交付金	39,952,367
	2 共同事業交付金	418,482
	3 出産育児交付金	3,280
歳入合計		117,440,000

歳 出		
款	項	金 額
1 福 祉 保 険 費		117,440,000
	1 国民健康保険事業費	117,440,000
歳 出 合 計		117,440,000

議第15号

令和7年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度奈良県流域下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町村数	12市15町1村
(2) 年間処理水量	128,372,000立方メートル
(3) 1日平均処理水量	351,704立方メートル
(4) 主要な建設工事	
流域下水道施設耐震補強工事	1,355,328千円
流域下水道施設老朽化対策工事	4,341,757千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		12,957,669千円
第1項 営業収益		6,539,553千円
第2項 営業外収益		6,418,116千円
	支	出
第1款 事業費		13,451,758千円
第1項 営業費用		13,104,353千円
第2項 営業外費用		347,405千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,423,440千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額107,577千円及び過年度損益勘定留保資金1,315,863千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		5,890,080千円
第1項 建設補助金		3,580,250千円
第2項 建設負担金		1,102,630千円
第3項 企業債		1,207,200千円

支	出
第1款 資本的支出	7,313,520千円
第1項 建設改良費	5,890,080千円
第2項 企業債償還金	1,389,815千円
第3項 固定資産購入費	33,625千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道管理運営事業にかかる契約	令和8年度	1,224,761 ^{千円}
補助流域下水道建設事業にかかる契約	令和8年度から 令和10年度まで	6,572,600

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域下水道事業	1,207,200 ^{千円}	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、企業財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 598,192千円

(他会計からの補助金)

第10条 経営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,115,051千円である。

令和7年2月25日提出

奈良県知事 山下 真